

第12章

その他

以下の措置は、今回の報告書の国・地域としては対象外であるが、昨今、導入され、貿易歪曲効果を有する措置であることから、取り上げるものとしたものである。

(1) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大

<措置の概要>

アルゼンチン政府は、2008年11月に金属製品（エレベータなど）等約400品目について輸入事業者・輸出事業者・輸入物品の価格、数量などの情報を添えた申請を義務付ける非自動輸入ライセンス制度を導入したが、2011年2月には、この対象品目が約600品目に拡大された。

さらに、アルゼンチン政府は、輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、同額の輸出または国内投資を求める措置）や輸入を抑制することなどを目的とした国産化要求なども行っている。

また、2012年2月には、事前輸入宣誓供述制度（DJAI）を制定した。このため、輸入をしようとする事業者は、輸入手続きに着手する前に、指定された事項を連邦歳入庁（AFIP）に登録し、事前承認を得ることが必要となった。

なお、2013年1月、非自動輸入ライセンス制度は廃止されたが、その他の措置（事前輸入宣誓供述制度、輸出入均衡要求など）は依然として継続していた。

<国際ルール上の問題点>

輸出入均衡要求については、ライセンス発給の要件としてアルゼンチン産品の輸出等の要求に応じる必要があることから、輸入規制を原則禁止す

るGATT第11条に違反する。また、輸出入均衡要求は具体的法令に基づかない口頭指導による輸入制限であるため、貿易規則の公表等を定めるGATT第10条にも違反する。

事前宣誓供述制度についても、ライセンスの発給においてアルゼンチン当局による恣意的な裁量が介在する制度であることから、GATT第11条に違反する。また、GATT第10条及び輸入ライセンス協定第1条、第3条、第5条等の透明性原則にも違反する。

<最近の動き>

2009年以降、経済産業審議官、在アルゼンチン大使館、日本の産業界からアルゼンチン政府に対して、措置改善の申入れを継続してきた。WTOにおいても、2009年以降、WTO輸入ライセンス委員会、TRIMs委員会及び物品理事会において、米国・EU等と協調して懸念を表明しており、特に、2012年3月には、日本・米国・EUを含む14カ国・地域がWTO物品理事会において共同で懸念表明を行った。しかしながら、依然として改善が認められなかったため、同年5月にはEUがアルゼンチンに対し、WTO協定に基づく二国間協議要請を実施した。我が国は、産業界（日本貿易会、日本機械輸出組合、電子情報技術産業協会、日本商工会議所等）による改善要望も踏まえ、同年8月、米国・メキシコとともに二国間協議を要請し、同9月にジュネーブにおいて協議を実施した。しかしながら、満足のいく解決を得られなかったことから、同年12月、日本は米国・EUとともにパネル設置要請を行った。パネルは2013年1月に設置され、2014年8月、アルゼンチンの輸入制限措置はGATT第11条第1項（数量制限の一般的廃止）に整合しないとの日本、米国、EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表さ

れた。2014 年 9 月、アルゼンチンはパネルの判断を不服として上訴を行ったが、2015 年 1 月、上級委員会は本件措置について報告書を公表し、パネル報告書を支持し、アルゼンチンに WTO 協定に従って措置を是正するよう勧告した。なお、GATT 第 10 条及び輸入ライセンス協定第 1 条、第 3 条、第 5 条等の透明性原則については、パネル及び上級委員会は判断していない。

アルゼンチンの履行期限は 2015 年 12 月末であったところ、2015 年 12 月 31 日に事前輸入宣誓供述制度 (DJAI) を撤廃したとアルゼンチンは公表したが、DJAI に代わり、新たな輸入ライセンス制度 (SIMI) の導入を発表した。SIMI は、自動ライセンス (18,000 品目) と非自動ライセンス (1,400 品目弱) から成る制度となっており、非自動輸入ライセンスについては「申請を 10 日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAI との差違が不明確なことや WTO 協定に整合的な内容となっているか疑義があることから、我が国は引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO 協定に整合しないと認定された措置を速やかに是正するよう注視する。

(数量制限に関する論点の詳細については、II 部 3 章 主要ケース (4) 参照。)

(2) トルコのゴム製タイヤに対する 関税評価措置及び輸入追加関税 措置

<措置の概要>

2016 年 5 月、トルコ政府は、ゴム製タイヤ 2 品目について、関税評価単位を 5 ドル/kg とし、関税評価単位 5 ドル/kg を超えない製品に対する輸入監督措置の手續・規律を定める措置を導入した。

さらに、2016 年 9 月に、同製品についての実行税率を譲許税率ぎりぎりまで引き上げる追加関税措置を導入した。

<国際ルール上の問題点>

トルコ政府は、本規則に基づいて実際の取引額が 5 ドル/kg 未満の製品の関税評価額を本規則で定められた関税評価単位 (5 ドル/kg) に補正し課税する運用を行っており、同措置は、関税価格は

実際の価格に基づくものと定めている GATT 第 7 条及び GATT 第 7 条の実施に関する協定 (関税評価協定) 第 1 条第 1 項・第 7 条第 2 項 (f) (g) 等に違反に当たる可能性がある。

また、その後 9 月に導入された追加関税措置と相まって、実行税率が譲許税率を超えることとなっており、譲許税率を超える関税は免除されると規定する GATT 第 2 条にも違反する可能性がある。

<最近の動き>

本措置の導入以降、我が国はトルコ政府に対し、本件に対する詳細な説明を求めるとともに我が国の懸念を表明。これを受け、2017 年 4 月、トルコ政府は、関税評価単位を 5 ドル/kg から 3 ドル/kg とすることを公表し、これにより関税評価措置による日本企業への影響は改善された。しかしながら、実行税率は依然として譲許税率ぎりぎりまで引き上げられており、必要に応じてトルコ政府に追加関税措置の是正を申し入れるべく、今後も動向を注視する。

(3) フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反

2017 年版不公正貿易報告書 179 頁参照